

懸案事項

作成者：検証委員会

懸案番号 12	平成 30 年 7 月 3 0 日		発言者	水処理技術委員会
	締切 8 月 2 7 日		担当者	水処理技術委員会
懸案事項	東清俣の透視度D判定について（3施設）			
調査	<p>蛭川南部浄化センターと坂下クリーンセンターの2施設については、特殊な処理方式というのではなく、水処理指導員による現場調査においても、特に施設に問題があるとは認められなかった。</p> <p>通常の水質管理の範囲内において、AorB判定に向上させることは可能と判断した。</p> <p>純酸素ばっ気方式の中津川浄化管理センターは、特殊な処理方式のため、水処理技術委員会では判断しきれしていない。</p>			
調査結果	<p>3施設共、透視度D判定とはいえ、BOD、SSなどの計量証明は基準をクリアしている。</p> <p>岐環協の高い基準においてD判定であるということだが、他の組合員はほとんどAorB判定であり、C判定は全体の4施設しかないことから、技術的に遅れをとっているのと同水準まで回復できるよう自助努力を求める。</p>			
検証結果	<p>今後1年を通して水質悪化（計量証明基準外）または、自助努力が認められないときは、水処理委員会にて再度検討し現場調査を行う。</p>			

理事長	部会長	検証委員長
月 日	月 日	月 日